

# 令和元年度いわき地域の復興と未来を担う地域コミュニティ形成事業

## 第2次募集のご案内

### 補助金の目的

東日本大震災からの復興の実現を図るため、いわき地域における被災された方・避難されている方同士及び地元の方々との交流を促進し、コミュニティの維持・再構築を支援します。

### 内容は？



#### ●どのような活動が対象になるの？

被災された方同士又は被災された方と地元の方々との交流活動や、交流活動に必要な事業が対象となります。

具体的には、復興・災害公営住宅における自治会の運営、サークル活動の立ち上げ及び運営、交流活動の拠点となる集会所等の備品等整備、地元の自治会と復興・災害公営住宅の自治会による交流イベントの開催費用など様々な内容のものが対象となります。

#### ●対象にならない事業は？

- ・国・県の他補助制度との重複申請は認められません。ただし、民間等の補助制度との重複申請はこの限りではありません。
- ・政治活動、宗教活動、営利を目的とした事業は対象となりません。
- ・暴力団、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない方が経営、運営に関係している事業は対象となりません。

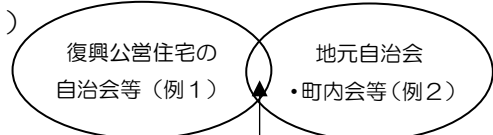
なお、「いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業」（平成27～29年度実施）も含めて2回目以降の申請については、被災・避難された方と地元の方との交流を主目的としている事業が対象となります。

#### ●どのような団体が対象になるの？

以下のいずれかであって、被災・避難された方が運営または所属する、もしくは居住する地域に設置される5名以上で構成された地域コミュニティであることが条件となります。

- ・いわき市内にある復興・災害公営住宅等の自治会（例1）
- ・いわき市内の自治会、町内会（例2）
- ・地域内で組織される各種委員会、実行委員会（例3）
- ・上記に類似する活動を行う地域コミュニティ
- ・「いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業」から通算し、3回以上採択されていない団体。（ただし、今後の方向性など明確な事業計画のある発展的な事業で、補助金の趣旨に照らし必要と認められる事業を実施する場合については、採択できる可能性もあります。）

図 補助対象団体イメージ



#### ●どのくらいの補助が受けられるの？

・補助対象経費の5分の4以内、一団体につき上限50万円の範囲内で決定します。ただし、補助対象経費が10万円以下の場合、10分の10以内とします。

なお、応募が多数となった場合には、上記補助率及び上限額の範囲内で補助額を調整することがありますのでご留意ください。

・補助対象事業は1団体につき年度内において2件を限度としますが、今年度1件目となる申請者を優先採択します。

### 募集期間

令和元年9月1日（火）～令和元年12月27日（金）

※ 予算額に達し次第、受付を終了します。

### 問い合わせ先

福島県 いわき地方振興局 復興支援・地域連携室 担当：山田、橋本  
電話 0246-24-6253（県いわき合同庁舎1階）

※別紙の「募集要領」および「申請の手引き」も併せてご確認ください。

